会議記録(1)

会議名称	第6回北本市住民自治条例制定研究懇話会
開会及び 閉会日時	平成19年5月26日(土) 午後1時30分~午後4時30分
開催場所	北本市文化センター 第2研修室
議長氏名	会長 内田政之助
出 席 委員(者) 氏 名	有働 秀鷹 河井 宏暢 古賀 利雄 細井久美子 浅野 昭八 秋葉三枝子 阿久井美代子 内田政之助 勝 豊 加藤 信利 北村 浩一 高荷 正春 竹村 元宏 田中 昭仁 堀越 一三 三橋 博 宮原 鈴代 加藤 一男 田中 正昭 福島 洋輔
欠 席 委員(者) 氏 名	荻野 照夫 高橋 伸治 下里 晴朗 関山 邦孝 小関真美子 野地恵美子 山本 浩之 大熊 純司
説明者の 職 氏 名	秘書政策室 主席主幹 横田順一 主幹 長嶋太一
事務局職 員職氏名	秘書政策室 主席主幹 横田順一 主幹 長嶋太一 主査 佐藤健市
会 議 別添 次 第	第6回北本市住民自治条例制定研究懇話会次第のとおり
配布資料	・次第 ・第5回懇話会時グループワーク報告書 ・グループワーク討議の整理(第3回懇話会~第5回懇話会) ・住民自治条例制定までの流れ(条例作成から条例施行まで) ・住民自治条例制定スケジュール(案) ・日進市自治基本条例素案(意見併記版) ・全国の制定状況(自治基本条例タイプのみ)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	1 開会 これより、第6回北本市住民自治条例制定研究懇話会を 開会いたします。 開会にあたりまして会長のご挨拶をお願いします。
内田会長	2 あいさつ3 議題(1)第5回懇話会グループワークの報告
議長	それでは、前回会議時の各グループでの議論につきまして、開催通知とともに報告書をお送りしているところでございますが、各リーダーから補足事項がございましたらご発言をお願いします。
各リーダー	
議長	ありがとうございました。 それでは、グループ討議の報告について質問やご意見等 ございましたらご発言をお願いします。
河井委員	議会グループの報告の中に、指定管理者制度に関する意見で、「本来行政が担うべき範疇」という言葉が出ていましたが、必ず行政が担わなければならないという事業は決まりがあるのかどうか伺います。
勝委員	この報告書に記載されている事項は、結論付けたものではなく、委員それぞれの意見です。この議論は、図書館は容易に指定管理に出すべきものではないということでした。行政が担うべき事業として決まりがあるかといえばそれは無いと考えます。
竹村委員	行政と民とで協働していく時にどのように進めていけば よいだろうかということを考える一つのケースだと思いま す。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員	これから協働を進めて行こうという時に聖域のようなも のがあると踏み込めないと思い、質問をさせていただきま した。
竹村委員	我々が考えなければならないのは、条例の目的や趣旨ですが、この条例は、過去、現在、未来を考えて作っていくべきものと思います。総則を考えるグループでは、北本の未来についての意見交換はされているでしょうか。
河井委員	未来についての議論はしていませんが、ビジョンを実現するために多くの年代の人たちが住めるまちが理想と考えています。それには、人口を増やすためにはどうしたらよいかということも考える必要があると思います。緑もいいですが、これから多くの人に北本に住んでもらうためには、税負担のあり方も考えなければならないと思うのです。職員や議員を減らしていくことも必要ではないでしょうか。
三橋委員	各グループの報告を伺って、共通する部分があると感じました。緑については、北本だけが持っているものではないので、環境として広くとらえる必要があるのかなと感じています。また、総則を考えるグループからも意見がありましたように、ビジョンをきちんと決めておく必要があると思います。条例は、いつまでにつくるというのではなく、広く市民に広めていくことに時間を割くべきだと思います。
議長	条例の制定を急がないという意見につきましては、皆さんが同意しているところだと思います。しかしながら効率よく進めるということも大事です。スケジュール案のとおりに無理に進めるというのではなく、皆さんと相談しながら進めていきたいと考えています。
	(2)全体討議 ア 条例制定の目的 イ 条例のタイプ ウ 条例の名称
議長	それでは、全体討議に入りたいと思います。これまで、 グループごとに条例制定の目的等について検討していただ

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	きましたが、ここで全体として確認する作業をしておきたいと思います。事務局から資料の提供があるようですので説明をお願いします。
事務局	―資料 1 「グループワーク討議の整理」について説明―
浅野委員	3つのグループは、それぞれにある程度の方向性は出ているように思います。資料5に他の自治体の制定状況がありますが、条例を制定している先進自治体の市民グループと対話を持つ機会もつくれないでしょうか。
議長	一番はじめに講演をいただいた山口先生にも来ていただいてお話をしていただく機会も予定していますので、先進地の訪問につきましても適切な時期に考えていきたいと思います。
竹村委員	先進地の研究も必要ですが、今やらなくてはいけないことは、北本で条例を必要としている状況を把握することだと思います。おおよそ皆で話し合って、前文だけでもいい、スタンドポイントをきっちりと決めておくことが必要と考えます。地方分権の状況は全国同じですが、北本市は北本市の状況を踏まえて条例を作ることが必要だと思います。重要項目は、3つか4つだと思います。それが明らかになれば、それを固めるために必要なことはすぐにわかると思います。まずは、まちの将来を考えることが必要なのではないでしょうか。
勝委員	未来を語ることも必要ですが、今北本市が抱えている問題を明らかにすることも必要だと思います。今後、人口減少と高齢化が進む中で、どのようにして今までと同様の市民サービスを維持していくのか、それから北本市の良さ、課題を認識して条例を作るということが必要だと思います。いろいろな意見があるので、早い段階で専門家の意見を聞きたいと思います。
北村委員	私は、前文を作るのが一番初めの仕事だと思います。現在の市のあり方を考えることも必要ですが、条例は10年後、30年後を見据えたものでなくてはならないと思います。北本市の将来の姿を前文に置き換える作業、つまり、

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	前文の骨子をつくることから始めればいいと思います。
田中(昭)委員	私たちのグループでは、これまでに矢祭町や下條村の自立宣言等を見ながら意見交換をしてきましたが、北本市はどのようにまちをつくっていくのかを議論すべきではないでしょうか。
竹村委員	先日、川口市の自治基本条例に関するセミナーに参加してきました。川口市では、自治基本条例をつくる条例を制定したそうです。講演会では、自治基本条例になぜ「基本」がつくのかを講師が話されていましたが、一番基になる条例で、これが決まるとこれに実務条例がぶら下がるのだという話しをされておりました。ですから、北本市も住民自治条例ではなく、「基本」をつけるべきだと思います。
北村委員	憲法は法律の基本です。ですから市の憲法も基本条例とするべきだと思います。住民か市民かという問題もありますが、山口先生の講演会では、確か住民は住民登録をしている人を指し、市民は北本市へ通っている人も含むようなお話をされていたと思います。それも考える必要があろうかと思います。
竹村委員	住民にするか市民にするか、その定義を調べるのは事務局の仕事だと思います。住民をつけるのか市民をつけるのかは専門家の意見を聞いて決めればいいことだと思います。
200	
議長	それでは、目的、総論等につきましては、次回の会議で グループごとにまとめていただき、全体会で統一したいと 考えます。
	エ 懇話会の今後の進め方
議長	それでは、懇話会の今後の進め方につきまして、事務局から配布資料の説明をお願いします。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	一資料2「住民自治条例制定までの流れ」、資料3「住民自治条例制定スケジュール(案)、資料4「日進市自治基本条例素案(意見併記版)、資料5全国の制定状況について説明一懇話会が条例素案を作成後、条例施行までに行うべきことを説明一・懇話会の今後の進め方について、条例案を3月議会に上程することを想定したスケジュール案を説明・懇話会として素案をまとめる際の参考として愛知県日進市の市民検討会が作成したものを情報提供・全国の自治基本条例の制定状況について、名称と施行日をまとめたものを情報提供
議長	ありがとうございました。今後の懇話会の進め方についてですが、講演会等の開催や先進地視察等も視野に入れながら進めてまいりたいと思います。事務局の説明に対する質問や意見等ございますか。
堀越委員	資料2「住民自治条例制定までの流れ」には、条例素案を市長に報告した後にパブリックコメントを実施するとありますが、地域別懇談会の前に案を市民に提示する必要があるのではないですか。
事務局	通常、パブリックコメントは案ができた後に行っています。素案の前段階のものを公表してから地域懇談会に望むということは必要だと認識しています。
北村委員	この進め方でよろしいと思います。
河井委員	懇話会は、素案を作った段階で役目は終わりですか。案 について意見を聞く場は設けないのですか。
事務局	条例案の作成まで携わっていただくことを想定していま す。
議長	それでは、スケジュール(案)について質問や意見等を伺い ます。
勝委員	地域別懇談会を1ヶ月以内で済ますというようなスケジュールになっていますが、8圏域を1ヶ月で回るというの

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	は少し厳しいのではないでしょうか。最低でも6月議会に 上程するような案がいいのではないでしょうか。
竹村委員	自治会やコミュニティに説明しながら進める必要があると思いますが市長の意向はどうなのでしょうか。 環境基本条例も2年かけて作りました。それも、正規の 会議以外に委員の自宅等で会合を重ねて作ったものです。
高荷委員	3月までに案を作って6月議会に上程できるように進め れば良いのではないでしょうか。
古賀委員	スケジュール案のとおり進まなければ状況に応じて延長 すればいいのではないですか。
浅野委員	議会との連絡調整も必要だと思います。議会の代表と一緒に作業をして素案づくりをすることも必要ではないでしょうか。
勝委員	スケジュール (案) に議員の懇話会への参加依頼とありますが、議員に参加していただくことは難しいと思います。
竹村委員	川口市の講演会で話題になったのは、最近、条例案を議会で否決するケースが非常に多いということでした。この条例は、住民が議員を介さずに意見を言う仕組みをつくっていくというものなので議員にとっては、必ずしもなじみが良いものではない。他市では、議会で条例案をどのように説明してきたのかを伺ったところ、間に立つ行政が克明に議員に説明してきたといい、市民が直接議会側に話すことは避けたほうがいいという意見でした。
議長	職員の委員からも意見を伺いたいと思います。
福島委員	議論を尽くして中味を作り上げていくことが必要だと思います。
田中(正)委員	住民自治条例制定の取組みにあたりまして、当初、平成 19年の9月か12月の条例制定を目指すことを説明して きた経緯があるので、年度内に制定するというスケジュー ル案になったのだと思います。スケジュールについて、い

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	ろいろお考えはありますでしょうが、懇話会として素案をいつまでに、どういう形で報告できるかについて、結論を出しておく必要があるのではないでしょうか。
堀越委員	スケジュールを延長する意見が多いですが、私はこの案のとおりやっていただきたいと思います。今年度いっぱいの任期ということでこの役目を受けたのですから、その中で検討していくべきではないでしょうか。それで終わらないというのであれば我々も努力をすべきです。月2回の会議を3回に増やすことも考えられます。
加藤(信)委員	このままでは、堂々巡りで先に進まないと思います。全体ではなかなか議論が進まないので、グループごとに独自の会議を開いて検討し、全体の懇話会で各グループの検討結果を発表してまとめていく方法をとったらいかがでしょうか。
浅野委員	各グループからたたき台をつくる委員を出して、委員会 をつくることも考えられると思います。
高荷委員	私も前の会議でそのことを申し上げました。誰かが私案 を作ってそれを基に検討する必要があります。何も無いと ころから作るのは難しいと思います。
竹村委員	次回の会議までに各グループの案をつくるようにして進 めていかないとスピードアップは出来ないでしょう。
堀越委員	ある程度グループに課題を与えてください。
議長	それでは、次回の会議では、初めの1時間にグループ内で前文を作成して、その後、全体ですり合わせをする作業をしたいと思います。各グループのリーダーの方、よろしくお願いします。
	(3)グループワーク グループワークについては、次回の懇話会で開催 とした

会議記録(3)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	(4)その他 特になし 4 その他 次回の日程 6月9日(土)午後1時30分から 北本市文化センター第1会議室で開催予定
有働副会長	5 閉会 あいさつ
議事の概要を記載	 載し、その相違なきを証するためここに署名する。

議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。 平成 年 月 日

北本市住民自治条例制定研究懇話会 会長